

# 桑名藩文政一揆について

山中 雅子

## 概要

はじめに

1 背景

2 発端

3 展開

4 終息

5 事後処理

おわりに

## 概要

文政6（1823）年8月上旬に蜂起した「桑名藩文政一揆」は、藩主の国替により以前より開講していた助成講の講掛金返還をめぐる事件である。この事件を複数の史料から構築したのが当考察である。各史料が異なった立場から記されていることに着目し、一揆の背景から終息、事後処理をまとめたものである。

桑名藩は助成講という講を開いていたが、文政6年幕府から武蔵国忍へと国替を命じられた。講に加入していた農民らは在方の講加入を勧めた役人らに講掛金の返還を要求したが、埒があかず訴願のため城下の役所へ詰めかけた。城下へ詰めかける農民が増長したため、藩では農民らと交渉の用意をしながら一揆の蜂起に備えた。8月6日から7日にかけて打壊しが始まり、一揆へと化した。農民らは武装し近隣村々の庄屋宅を襲撃した。このとき一揆鎮静に導いたのは、本願寺御坊輪番の寺僧・笠松役所及び桑名藩郡奉行らの説諭であった。町屋川原で農民の訴願を聞届ける旨を約束したため一揆は解体するが、一方領主側に召捕らえられた農民に因果を含めて開放し一揆を鎮めるという手段も模索された。一揆終焉後、国替は無事完了し入封してきた松平越中守家と、かつての領分の一部を忍領として残し国替となった松平下総守家との立会によって一揆に関わる吟味が行われた。そして、3名が死罪となる。また、笠松役所によって「聞届」を約束された要求の多くは叶えられなかった。領主側は「聞届」と「聞済」の語意の違いをもって農民らの要求は叶えたと主張する。が、農民らは異議を唱えることなく一件は落ち着いた。

以上の動きを複数の史料から紹介したものである。

## はじめに

文政6（1823）年8月2日から約10日間にわたり「桑名藩騒動」と称される事件<sup>1)</sup>が起こった。その範囲は、現在の桑名市、いなべ市、四日市市にわたる。当時の桑名藩領分内<sup>2)</sup>である。騒動の発端は、幕府が桑名藩主松平下総守忠堯<sup>ただたか</sup>に武蔵国忍<sup>おし</sup>へ転封、つまり国替を命じたことから始まった。桑名藩はかねてから藩財政窮余の一策として「助成講」（「成精講」とも）という頼母子講を催し領内の農民に講加入を勧めていたが、藩主の国替によって講掛金の返還は宙に浮く状態となった。農民たちは、各自が抛出した講の掛金返還をめぐり講加入を勧誘した役人に掛金の返還を申し立てる。返還の目途が立たないと判断した農民が城下に押し寄せ、勃発したのがこの事件である。

桑名藩文政一揆に関係する資料は複数存在する。今回用いた史料は、「鶯宿雑記」の書抜の写本と思われる「文政六年桑名騒動記 全」（桑名市教育委員会蔵伊東富太郎家文書、以下「桑名騒動記」と記す）、末頁に嘉永4（1851）年と記してあるので、それ以降に書写されたと思われる「文政一揆録 全」（個人所蔵写本、以下「文政一揆録」）、「桑名百姓騒動風説書」（亀山市個人蔵、以下「風説書」）、及び桑名市図書館蔵の史料が存在する。なお、桑名市図書館蔵の史料は、表紙部分がかすれ判読できなかつたので便宜上「久松松平家文書」（以下「松平家文書」）と題した。以上を主な史料として用いた。また、刊本で『浮き沈み或る武士の生涯——桑名藩家老の手記——』<sup>3)</sup>も参考にした。これは松平下総守家重臣の記した手記をもとにした著作である。以上の資料のうち、「桑名騒動記」及び「松平家文書」は文政6（1823）年に桑名へ入封した松平越中守家側の立場から記されている。また、「文政一揆録」は一揆農民の様子がよく描かれていることから、地方の立場から書かれたものと判断できる。「風説書」は騒動鎮圧の加勢に亀山藩が加わっていることから官僚的な立場から記されており、比較的情報が整理されている。

上記のように、各資料はそれぞれ違った立場から記されているという特色がある。使用した資料には「騒動」とあったり「一揆」とあったりで表現に統一性がない。領主側の史料では「騒動」と用いている。勿論、領主側において「百姓一揆」なるものは、統治上の不祥事を露呈することであり幕府から処分の対象となり得る事柄である。一方、農民側の記録で「一揆」を用いるのは、彼らが烏合の衆ではなく彼らの明確な目的を達成するため要求・行動の正当性を示すが故に組織化した集団であることを主張するためであろう。そして、「文政一揆録」においても処刑された一揆頭取の最期をドラマティックに描いていることから「文政一揆録」が後々へ伝えられるべき記録として記されたのではないかと思う<sup>4)</sup>。この一件も当初は前述した通り城下役所への訴願、あるいは講掛金返還の事情説明を聞くだけのつもり<sup>5)</sup>であったかもしれないが、それは正当な手続を経ての城下入りとは言い難い。また、一部の農民は郷代官や庄屋などの地方役人に対し遺恨を抱いており、統治側の言葉をかりれば徒党し一味同心して武

器を携え示威行動を起こしている。その結果は村方騒動以上に領内へ波及し、打壊された地方役人宅は150軒に及ぶ。

当考察では以上の経緯より、この事件を「一揆」という語句を用いて話をすすめたい。ただ、上記史料のみでは一揆の全貌を知ることはできないが、真実味をもって描かれた一揆の様子、あるいは役人との交渉等が複数の史料で記されている。したがって、総合的に構築することでより信憑性の高い具体的な事実として浮かび上がってくるであろう<sup>6)</sup>。そのあたりを整理しながら、この一揆の背景と様子を覗いてみたいと思う。

## 1 背景

桑名藩文政一揆の記録は、前述したように複数の史料に記されている。詳細な部分に矛盾はあるが、まず、大きな流れを示しておきたい。

まず、桑名藩では文化期から領内で「助成講」を催していた。講の発会から満会の日限、仕法は史料によって相違があるため、あとに譲りたい。そこへ松平下総守家に武蔵国忍への国替が命じられ、代わって陸奥国白河から松平越中守家が入封することとなった。さきの助成講に加入していた農民は講掛金の返還を求めて加入を勧めた庄屋や郷代官らに交渉するが、返還に対する返答が貰えず、直接藩に掛合うため城下に詰めかけた。勿論、領内の農民が挙って城下に集まったので、藩は交渉役を立てながら、武力をもって農民の蜂起に備えた。やがて、農民らの行動は打壊しに発展し、農民らの要求も講掛金返還だけではなくなっていた。この時点で農民らの行動は打壊しを中心とする一揆と化しており、桑名藩近隣の領主、御料の代官所が加勢に出役している。とくに、本願寺御坊輪番である法盛寺・本統寺<sup>7)</sup>の説諭、笠松代官所の対応によって一揆は鎮まるが、翌年一揆頭取であると判断された三名は死罪に処せられる。

ここで注目したいのは、講掛金返還問題が何故一揆化したのか。また、一揆はどのように組織されたのであろうか。そして、藩主の国替が関わる複雑な状況のなかでこの問題はどのように解決されたのかである。

まず、事件の発端は、桑名藩領主の国替により講の中断、あるいは講の中途断絶による講掛金返還を求めるものだったと考えてよい。

「風説書」には次のように語られている。

一桑名領騒動之発端は、此度忍表江御所替被仰付候処、<sup>(助成講)</sup>成精講金割戻し願之儀ニ付、騒動ニ及ひ候と相聞候、最初ハ八月二日頃ニ町屋川原江大勢集り、夫々同四日頃より簑笠ニ而大勢立連し、桑名御城下江出、何歟願筋有之様子ニ付、<sup>(講)</sup>嗷訴ニ而も可有之間、何事を願ひ候哉承札、御城下ニ大勢差置候儀不相成<sup>(理)</sup>利解申聞取鎮可申、代官拾人 内御譜代代官三人・郷代官七人 之者江申付有之、何れも出役、桑名ノ西江一里計百姓共為開段々鎮り候之様申鎮候得共成精講之事百姓共口々ニ申立、同六日迄互ニ申争ひ居候内、一方こぼち懸候ニ付代官

も無是非引取候由、此節御役人も罷出取鎮候得共不聞入石礫打候ニ付、無抛引取候由（傍線筆者、以下同様）（1オ<sup>8</sup>）

事件は領主の国替により講掛金の返還を求める農民が、8月4日頃から城下に詰めかけた。そして、6日に至って申争いの一方で打壊しが始まったということである。また、「文政一揆録」には、

文政六年未の春と改まり、上下共新玉の賀をしける所に三月廿七日ニ一ツの珍事有（5ウ）これは、桑名藩主松平下総守忠堯に国替が命じられたことを示している。この国替は、武蔵国（埼玉県）忍の阿部鉄丸が陸奥国白河へ、白河の松平越中守定永が桑名へ、桑名の松平下総守忠堯が忍へ移封することになった三方転封であった。3月27日という日付は領主から家中に伝えられた日を指しているものであろう。幕府から藩への通達は、「続徳川実紀」によると、文政6年3月24日になっている<sup>9</sup>。

近世において国替は、転封・移封とも称されるが、江戸幕府の大名統制の基本をなす政策のひとつである。桑名藩の場合は国替が講掛金返還の問題を煽り一揆にまで発展したといえよう。講は、一般に頼母子講、無尽講と称する金融組織である<sup>10</sup>が、これは講加入者から数回にわたり金銭を集め、その金銭を融通したい者が鬮を引き、当選者が落札をする。通常、落札者は落札金を返済する時に利子を添えて満会、つまり満期までの講金を支払う。つまり、落札した金額と利子分を返済する。落札しなかった者は満会になって元金と利子を受け取るというシステムである。今でいう銀行に近い役割をもった民間の機構で、当時の人々、庶民から寺社、武家でも広く利用された相互救済的な金の融通方法だったといえる。さらに、講は「仲間事」<sup>11</sup>といひ訴訟を認められない債権類であり、公儀では取り上げない事件のひとつである。

さて、この一揆のもととなった講の主催者であるが、「桑名騒動記」には、この講を一会開く毎に1250両程も集まり、「高之内当り鬮四百五拾両引残金、御領主并庄屋前ニて預り候由」（12オ）と、講で集まった金のうち鬮落札分以外の金を領主・庄屋が預かったとしている。また、同史料内「下総守様右騒動ニ付先御届書」（13オ）とある写しのなかには「私共領分勢州桑名、先年難渋之村々為助成、仕法相立積金致置、右積金借用罷在候庄屋共之内、不埒之者共も有之」とあり、難渋村々の助成のため藩が講を開き、その積金を借用運用していたのは庄屋であることが記されているが、この文書の提出先が公儀であるため極めて建前的な答弁のように思われる。「桑名一揆録」では、藩の財政不足を賄うため講の取立ては藩内で以前に提案されていたが、一旦取りやめになっていた。しかし、そののち家老加藤太郎右衛門、郡奉行川上善右衛門、郷代官水谷佐太郎の建議で成就したことが記されている。いずれにしても、講の主体は藩にあり、地役人である郷代官、庄屋は多分にこの講に関与していたことになる。桑名藩が仕法元となった講は「助成講」「成精講」「助世講」と色々の名を付けて記されているが（以下「助成講」と称す）、仕様は前述した頼母子講そのものである。したがって、桑名藩の「助成講」にかかる事件は、藩主の国替によって元金が戻らない可能性を危惧した講加入者の

農民らが動揺し元金の返還請求を要求したことから派生した。

## 2 発端

つぎに、助成講と称する講の仕法であるが、史料により細部に矛盾がある。そのあたりを整理してみたい。まず、3つの史料に共通な項目を挙げてみると、講加入数は5000口、掛金1口金1分、当たり鬮による落札金は1会8口50両で総額400両である。これに「桑名騒動記」及び「風説書」にある年2回開講と仕法替<sup>12)</sup>の情報を加えると、つぎのことが読みとれる。講加入数が5000口で掛金が金1分、年2度の開講である。このうち400両<sup>13)</sup>が当たり鬮で落札者に配分される。そして、落札にもれた加入者には割戻金が支払われることになる<sup>14)</sup>。さて、ここで問題となるのは、この講の発会と満会の年代及び割戻金額の2点である。

「桑名一揆録」においては、「右之通之仕法にて領分在々一統懸来候所、文政五壬午年満講に及候得共一向元金戻り候様子に相見へたる事、如何の事やあらんと領分一統此事のみに申ける也」(5ウ)と文政5年に満講を迎えている講掛金の返還が文政6年になってもなされない旨が記されている。「桑名騒動記」では、10年講で6両余返還予定であること、そして、今まで4両3分の掛金をしてきたとある。さらに、「風説書」では、助成講は去酉11月から来酉満講とあって、満講なら元金は6両であり、現在の掛金高は4両3分であるという。

以上のことから推測してみると、元金が6両なら24会で満講となる12年講であり、現在の掛金高が4両3分であるなら、19会目である。逆算すると発会は文化11年か12年頃、満会は文政7年か8年となる。去酉を発会、来酉を満会とするならば、文化10(1813)年から文政8(1825)年となり年2度開講とするとその掛金高は6両2分となる。文政6年の時点での掛金高は5両1分あるいは5両2分あたりとなる。いずれにせよ、助成講の仕法、特に満会に至る年限は史料によって相違がある<sup>15)</sup>。

つぎに農民らの助成講金返還請求はどのようになされたのだろうか。

夫故村々庄屋ヲ以種々相<sup>(願カ)</sup>願助成講掛金御戻し被下へきよふ強而相願ふといへとも其懸り役人ハ勿論、村々庄屋俱<sup>(共)</sup>に己か私欲を致せしゆへか一向掛金戻の沙汰もなきゆへに小前の百姓も疑しくおもひ、直々御役所江願出んと領分一統申居候内に八月二日丹生川村の願出る所ニ、翌日三日同しく石樽村も願出ける、領分其所存故に日々願ひ出る人々増長して三日夕方にハ早四百人も有ん、人々城下の内を往来しける事故、町家大騒しき、只其噂取々にして今にも一揆発らんと上下俱に<sup>(安心)</sup>やすこゝろはなかりけり(6ウ)

「桑名一揆録」では、庄屋に返金を要求したが掛戻し金の返事もなかったので農民らが疑念を抱き、直接城下の役所へ願い出ようとしたところ他村からも願い人が増え城下が混乱したとある。このあらまは「桑名騒動記」とあまり相違はない。「風説書」では、そのあたりがもう少し詳細に記してある。これは、該史料の後半に収められている事件後に行われた一揆の聞合

わせ記録である。ここには「津御領小目付坂倉弥左衛門并森田七三郎ら津御役所江注進口上書、大庄屋森田源七方ニ而内々借候而写取」(58才)とあることから、津藩役人が本藩役所へ報告した内容を亀山藩側の者が津藩大庄屋に依頼して内々に写させてもらった旨が記されている。日付は「去ル廿七日の桑名御領方村々聞合之趣」とあるので、前後の記録から推測して8月27日以後の採録と思われる。

今度御国替ニ付、中途に満会ニ相成候、割戻シ四両三分<sup>(分)</sup>ツ、可相渡旨、右懸り御代官水谷佐太郎殿先達而村々小前江申渡有之、此時百姓共銘々能承知致罷在候処、其後佐太郎殿方江助成講掛り庄屋、六郡之内各郡式人ツ、拾式人呼寄、割戻シ金四両三分之処三両三分ならてハ可相渡金子無之候間、此段村々百姓方江可申達旨被相達候ニ付、右は先達而直達之節四両三分と被申渡候を、今以庄屋手前ら三両三分之由聞候共納得仕間敷候間、今一応直達達之候様申立候得共、佐太郎殿承引無之候ニ付、無是非其段百姓方江申聞候処、渡金各両相違ニ付会得不仕人氣立候ニ付、其次第佐太郎殿江申立候得共、一向取敢無之再願申立、人氣立、金懸り庄屋共掠取候ニ而可有之と百姓一統相疑必定騒動ニ及勢ひニ候間、是非今一応直達御座候様種々申立候得共一円承引無之、人氣騒敷段全ク庄屋共無実之申分ニ而、上ヲおとし候儀ニ佐太郎殿被相心得候躰ニ而、百姓共騒立家居等潰候様之儀候ハ、直ニ鰐元ヲくつろげ相持可申、何之取敢も無之百姓方弥以疑心増長、日々騒々敷相成、石榑・中村・丹生川・大泉辺より打壞初メ終ニ大騒動ニ相成候由ニ御座候(64才)

これによると、講の割戻金は4両3分返還されるはずであったが、のちになって庄屋らを出し、割戻金を3両3分しか返還できないと郷代官から説明された。これについて、庄屋らはさらに藩上層部へ直達を郷代官に依頼するも承引されず、やむなく庄屋らは講加入者にその旨を説明したが、農民らは納得せず大騒動に及んだとしている。この史料から、4両3分の割戻金返金請求の交渉は、代官・庄屋間で複数回行われるも進展しなかったこと、また、講加入の農民らは庄屋らが割戻金を掠め取ったという疑念を持ち始めていたことも窺える。

つまり、この事件は藩主の国替を契機に途中満会となった助成講の割戻金をめぐり、農民らが講掛金返還額に納得せず城下の役所に歎願に出たことから始まったといえる。

### 3 展開

ここでは、訴願のため城下に参集した農民らの行動が暴挙におよぶ過程をとらえ、そこに一揆へと発展させる内部の動きがあったのかどうか、及び一揆蜂起後の役人側の対応を整理したい。

まず、助成講掛金返還を求める農民らは、講を推奨した庄屋に交渉したが埒があかず講の仕法立てをした藩に講金返還を歎願するため城下に集まってきた。「桑名一揆録」「桑名騒動記」では、8月2日員弁郡の農民が城下へ願い出た旨が記されている。城下への願出は一味同心し

て行われたようではなく、「弐、三ヶ村ツ、人数増」し、「三日頃夜分には京町御代官役処ニ人数増、御門外一(杯)はいに成、御番所の御番人出、人を払候得は」（「桑名騒動記」1オ）と歎願者数が徐々に増加したので、城下では人の整理を始めなければならない状況だったことがわかる。そして、6日から7日にかけて打壊しが始まったようである。「桑名騒動記」の記述には、「六日夕の在々所々にて一村毎ニ寺に鐘有之村は鐘をつき、太鼓杯打立勢揃と覚敷、其声かまひすしヲイライエイエイと呼立、出ぬ村ハ焼払杯呼はり騒動と成」（1ウ）りとあって、鐘を撞く、太鼓をたたくなどの示威行動や訴願に出ない村は焼払うと触まわり駆り立てたので、「七日昼頃にハ盛と成、長源中山辺川の北大社にも一手、多度谷にも一手、員弁奥阿下喜辺奥ニも一手、何れも斧・鉞・鋸・飛口等ニ而打こハシ」（1ウ）と、7日から打壊しが始まった旨が記されている。また、「文政一揆録」によると8月6日早朝、農民らは桑名藩の役人と接触しており、そこでは「茲を指留為に押へ役人数多出されける所に役人中道路にて申ける、汝等願筋望の通聞届得さるへき也、何ぶん城下へは出さる様種々理解を申聞(ら、聞か)れとも是迄願之所相違有るゆへ一向聞入ず、強て御役所江願出ん事を申ける」（7ウ）と、農民の城下流入を阻止するために派遣された役人が願筋を聞届けると譲歩しているが、農民側は「願之筋相違」あると役所へ願出る行動をとろうとしている。ここには「願之筋」の内容は示されていないが、講金返還にであろうと思われる。以前庄屋側に示された返還条件に納得できないため農民らは役所へ願出る行動をとったのであろう。つまり、農民らは城下に講金返還を要求するために参集したのではなく、在村では埒があかなくなったので歎願のため城下役所へ訪れたものと理解できる。しかし、ある集団は願いが聞届けられない場合は、一揆に及ぶ旨を内談したところもあった。彼らの打壊し対象は家老加藤太郎右衛門・郡奉行川上善右衛門・郷代官水谷佐太郎及び講に關係した役人で翌7日を一揆蜂起の日と決定している。

我々か日ころの意恨散せんはいかゞと言ければ、皆々此儀よろしきと同心しける内に飛書出(運)して田光村政右衛門を語(ふか)ひ所に早速承知の返答をしたりける、(略)先達而石樽村文左衛門、丹生川村源左衛門の万一願ひ叶さる時は一揆を発し意恨を晴さん事を内々談し有事ゆへ、早速承知して既に明日の評定一決しける（9オ）

文政六年未八月七日早天に皆ニ申けるは、前夜評定の通何れも早天破たんはいかにと、(血氣盛り)けつきさかり男の若者ともいさみ立て寄ければ、然ルへしとて（以下略）（9ウ）

一揆集団は「風説書」によると「七手」あったことが記されている。「三重郡一手、朝明郡一手、員弁郡一手」「多度之方二手、都合七手」（9オ）とある。「桑名一揆録」にはこれらの一揆集団の打壊しの様子が描かれているが、「風説書」のある記事に注目したい。これは一揆の頭取と見なされ処刑された人物であろうことが窺える。

金銀之采、又は太鼓・鐘貝ニ而人数進退之相図を定メ、金之采をふれハ領主役人出候相図ニ付引退へし、銀之采をふれハ家をこぼつべし、太鼓ハ糧米之相図杯と申合、白髪あたま之老人采をふり、或は貝組、又ハ太鼓組と立別れ、所々打崩し歩行候之よし（8ウ）

一揆を采配していた頭取の様子が記されている。ここに登場する「白髪あたま之老人」は「桑名騒動記」に桑名藩により処刑された人物であるが、つぎのように示されている。

仕置有之頭取式人 丹生川源左衛門、此者一向へ懸り合無者の所、大工職にて家中へ入込候者故、家中の事を申立、助成講不正之由申懸、小前へ疑心を起させ候由、今一人は七拾余才計之老人成しか名前ハ忘れ候 死罪 (15ウ)

ここに記された「七拾余才計」の老人こそ、石榑村文左衛門ではなかろうか。また、丹生川村源左衛門、石榑村文左衛門、田光村政右衛門は「桑名一揆録」でも一揆中心人物として記されている。以上のことから、この一揆が当初より計画されたものであるか否かについて、すぐに結論を出すことはできないが、参集していった農民らの意思が頭目を生みだし訴願が不受理の段階になって急激に組織化され打壊・一揆へと発展していったように思われる。

農民らの集団ははじめ城下へ歎願に向かうだけであったが、7日頃から打壊しを始めた。その際には農民らは武装して集団に加わっていたようである。日付けの特定はできないが、次のような記述がある。

雨天の事なれば菅笠・田笠・ばつち笠或は目せき楡笠・時気笠杯のきらいなく、己が気儘に打かぶり、芝み・藁蓑或は莞筵打(かぶり)覆、皆百姓の事なれハ弓箭・鉄炮・鎗・長刀・太刀や刀ハなけれども、其家ニ有合せたる斧や鉄炮・木鎌・鳶口持て行も有、又々鋸持も有てん、手に得物引提て打繩・細曳之用意をし竹具・螺貝夥しく (「文政一揆録」10才)

これら農民の蜂起に対して、領主側は藩役人を一揆集団鎮圧のため、藩内各所に出役させた。「桑名騒動記」には、城下の備えについて具体的に書かれている部分があるので紹介したい。

八日・九日三崎御門・針貫御門御固メハ御物頭・御馬廻り、夜ハ所々に油樽を焼、提灯数を不知、各々手提灯数百人面々固、大手ハ御番頭・御家老衆、御城内へ諸家中三男迄十五以上ハ得道具にて御詰、御加勢は藤堂様ハ五頭、紀州様松坂御役所ハ武頭、龜山ハ壱頭、菰野ハ壱頭各騎馬、大垣・笠松御役所ハ四頭、増山様ハ武頭、尾州様ニハ宮宿ニ備を立、桑名の太筒の鳴の相図に早船の御積御人数夥敷御打被成候との御事 (3才)

一揆が城下に押し寄せてくると懸念した桑名藩は、銃の発炮に備え老人・子供を三崎御門内へ避難させるように達を出した。また、家中の者に三崎御門、針貫御門などの各門を警護させ、さらに本来なら部屋住と称される諸家中の3男まで召しだし、15歳以上60歳以下の者を城下に詰めさせた。そして、騒動鎮静化のため桑名近隣の諸大名、御料代官が加勢に駆けつけている。津藩・紀伊藩松坂役所・龜山藩・菰野藩・大垣藩・長島藩・笠松代官所は各々騎馬で、尾張藩に至っては熱田宮宿に備えを立て桑名藩の太筒の合図にて早船で駆けつけるという算段を示している。

農民らは講掛金返還の子細を聞く、または歎願のために城下に向かった筈であったが、その行動は助成講を勧めた庄屋や役人に対する遺恨となり、藩に対する不満となって一揆化した。それは、8月6日頃から10日迄続くことになった。一揆と化した集団は膨張し7手となり、城



下は一揆流入を防ぐため臨戦態勢をしき、桑名近隣の諸大名、御料代官などが加勢に駆けつける事態となった。

#### 4 終息

助成講掛金返還を要求する暴徒化した農民らを鎮静するため、桑名藩近隣の諸大名が加勢に応じたが、なかでも笠松代官所の動き及び本願寺御坊輪番の動きに注目したい。

「桑名騒動記」によると、4騎で出役した笠松代官所は10日昼「笠松御役所」という旗に「願之旨承届」と書付をして、2騎安永村、2騎糠田村に分かれて各々参集した一揆集団の前に出役した。そして、「百姓の口上にて御願ニ助成講・御積米之事・川成永荒之事・譜代庄屋御止之願、其外ニも三、四ヶ条、江場之代官毀度事、右等之儀願立申候との儀ニ御座候、先両手共八ツ時にしてしつまり申候との事」(3ウ)とある。つぎに「桑名一揆録」の記述をみると、笠松役所出役が農民側の訴えを聞き届けるとして、口上書を出すようにいうが、農民側は一揆の頭取と目されることを恐れ口上書を書くことを拒否する。そこで、出役が代筆する場面が記されているが、これは町屋川原での場面であろうことが推測できる。少々冗長となるが紹介しよう。

(町屋川)  
待合川近郷を乱入しけると聞て急き町谷川へ出られ、鮮一揆に向被申けるハ、いかに一揆等御城主殿を蔑にし役人を軽んじ徒党を企、一揆を借、領内を<sup>(總)</sup>臣横し庄屋の家宅を打敗ち、城下の町人を驚かせ往来の旅人を<sup>(妨げ)</sup>さまたけ城中を騒す事、其罪甚た<sup>(重し)</sup>おもし、去なから汝等か願筋に因て願書差出すべきよふ、又是迄徒党其罪を<sup>(許し)</sup>ゆるし願叶へて得さるへき也、早速承知いたし願書<sup>(す)</sup>差出し様仰られ共、更に願書認る者死刑ニ行われ梟首ニかゝられたる古例有故、又々打<sup>(マク)</sup>様な事もあらんかと是を惶れ誰<sup>(おそ)</sup>る<sup>(衍字)</sup> 吾人認る者なし、只口上とて<sup>(而已)</sup>己願ひける、笠松御役人も詮方なく、さらハ口上にて申上るよふ仰られ、則自身に筆を取らせ聞届らる、其<sup>(總)</sup>赴意ハ当表先年助成講と号す、新講を取立有之<sup>(あは)</sup>鬪取ニ相成、当鬪の者共ハ中り金にて満会迄の掛金を引落され取除と相成し也、又宛さる者ハ満講之節懸金元利共相戻さるへきの所、昨年満講に及候へ共曾て其<sup>(サ)</sup>沙汰なし、夫故段々相願候へ共相戻さるへき様子も見へ不申候、察するに其懸り々々の役人并ニ村々庄屋共皆々其身の私欲を致し戻さぬと存する也、夫故鬱憤を散せん為に斯動乱に及也、御城主殿へ対し聊も遺憾なし、只其懸り々々の役人郷代官・庄屋の役を召上られ、其元金さへ相戻<sup>(り)</sup>ル候よふ成し下されなハ早速引取申へし、何卒此段御聞濟被下候よふ願上、猶又願ハ村々庄屋共不殘役を御差替被下、新規の者へ仰付らるゝか又ハ村内にて壱ヶ年ツ、廻り庄屋にて相務候様成被下なバ難有よし願ければ、其義兎も角も後日に御沙汰有へし、助成講懸金の義ハ能々下総守殿江相尋、其上にて汝等望の通叶へしと逐一聞届ケられ、早速引取申へきよふ仰られけれハ皆も帰伏の念を顕し、先騒動<sup>(い)</sup>候鎮けると也、(37オ)

笠松役所は農民らの暴挙を糾弾しながらも口上代筆と聞届の旨をもって一揆の鎮静化に尽力したようである。しかし、当初講掛金返還のみを要求していた訴願は数箇条に増加していることを指摘したい。これは、講掛金返還を第一義としながらもその他の要求も訴願したいという思いであるが、それは集団内部の意識不統一の顕れであろう。

さて、「桑名騒動記」と「風説書」では、笠松役所出役日に相違がある。「風説書」によると、11日の項目に美濃笠松代官松下内匠手代が桑名へ出張り一揆を鎮静化に導いた記述がある。

朝明郡員弁郡村々百姓共一手ニ成、大勢ニ而朝明郡福崎村郷代官宅打崩し可申積りニ而、町屋川原江押寄セ押懸行候処、笠松御役所へ出役ニ而頭之趣聞届候間、引取候様達し有之、何も同大声ニ而難有奉畏旨請答致し所持道具類川原ニ而打碎キ引取候よし（19ウ）

一揆は10日、「風説書」の記述に従うと11日に町屋川の交渉において鎮まったといえよう。つぎに笠松役所の出役は桑名藩加勢のための出役ではないことを述べている。

一右変事ニ付美濃笠松御代官松下内匠殿手代、桑名表江出張、八月十一日桑名江着也、御所替被仰付候得は双方御引替相済候迄之内ハ其領地双方共最寄御代官取扱之由申沙汰也、下総守様へ御頼ハ無之と噂有之候（18ウ）

つまり、双方の国替が完了するまでは最寄りの御料役所が事件を取扱うという職掌のもとに出役したと解釈できる。また、「此度下総守様へ御届は旧領百姓共騒動と申御届ニ而万事笠松御代官所松下内匠殿御裁許ニ相成候由」（「風説書」25オ）とあって、当時の藩主下総守家より騒動の届出があり、笠松代官所松下内匠が一件の裁許に関わっていることがわかる。これは私領における公儀代官の権限が及ぶ例と見なすべきであろうか。

笠松役所出役の日付及び交渉日時は10日とある「桑名騒動記」「桑名一揆録」、11日とある「風説書」があり明確に特定はできない。しかし、あとに掲げる「松平家文書」に笠松出役が10日とあるため「風説書」の事実認識に誤りがあるのかもしれない。いづれにせよ笠松役所の出役により一揆が鎮静化したのは事実である。

本願寺御坊輪番の記事については「法盛寺殿・浄土寺殿御坊輪番等寺号の旗持たせ御出懸あり、先々事鎮る」（4オ）、「風説書」では前後の記事からやはり10日前後と推測できる日付であるが、出役した寺は法盛寺と本統寺とあり「桑名騒動記」と矛盾する<sup>16)</sup>。出役先は「町屋川原江罷出、取扱之様子相聞申候、但百姓共聞入不申候由」（「風説書」14オ）、「桑名一揆録」では、「萱町法盛寺殿をはじめ、其外城下の寺僧数多出られ」（31ウ）とあり、法盛寺以外明らかにされていない。しかし、「僧侶達のいわるゝ所も一理あり、不肖々々（不承不承）に帰伏の者とも有けれハ、善悪の弁もなく只一途破たん事をのミ心かけたる血気の若者共多かり故、寺僧の頼（し）ミも聞（し）すして」（32ウ）と一部の騒動は鎮圧できたが、寺僧の説諭を聞き入れない者もいたことが知れる。

一揆は、笠松代官、寺僧の出役だけで終息したわけではない。もちろん桑名藩役人の説諭に耳を傾けた集団もあった。「桑名一揆録」では郡奉行若林八十兵衛によって糠田村の一揆は鎮

静化した旨がしるされている。「松平家文書」の8月9日夜(45ウ)とある記述には若林と寺僧の説諭により蜂起集団の解体化が見られたようである。この記録から推測すると、この一揆集団は9～10日にかけて説諭に応じていたことが知られる。

併此度若林八十兵衛様は百性之受ヶ大ニ宜、段々格別御働ニ付、追々百性之人気も和らぎ、尚本統寺・法盛寺段々と利解申聞候ニ付彼は何となく少ハ和らぎ申候由、大躰ハ右之様子ニ付無程鎮り可申哉之振合ニ相成候所江十日笠松御役人御出ニて於町屋川原願之趣荒増御聞有之ニ付、百性共追々引退申候

つぎに「桑名一揆録」の記述であるが、ここでも若林の活躍が記されているが、若林は農民側の要求を聞き届け、召捕らえた農民を解放することで鎮静化を図っている。

爰に又若林八十兵衛殿ハ糠田村へ押寄し一揆の願任せられ、先達而生捕禁獄に相成し者共を呼出し申されけるハ、何事ニよらず百姓共の願筋は望の通協へ得さすべき間、段々御利解有ハ乱入せし者共早速引取べきよふに委敷申含られ、生捕し者を残らず赦され、其身三重郡江赴れ、右望を申聞せられ三重郡の者共皆々帰伏して早速引退き静謐に相納りける也、其砌切諭鮮にして聞人感賞しけり、されハ待谷川の一揆は笠松御役人取鎮られ、糠田村馳向し一組ハ当城主を取静められけれハ漸領内に静まり、御城下の内も静に成けれハ(以下略、39オ)

このとき「生捕禁獄」された農民に因果を含め解放ちにした記録は「風説書」にも見える。

一町奉行謀ニ而最前ニ生捕置候百姓五・六人生捕を免し、何願ひニ而も可聞届間、鎮り候様可呼と申含、放シ遣し、是ニ而一旦は鎮り候よし(9ウ)

一最初ニ二百人程御城下江出訴いたし候百姓之内、頭取とも見へ候百姓五・六人生捕、牢舎申付有之、右五・六人之百姓ニ牢舎免し遣シ候間、惣百姓江鎮り候様申聞を取鎮メ候得と申含候之処、右五・六人之百姓、此度出訴之儀ニ付、存念取極メ罷出候之上ハ、命助り候了簡更々無之、たとへ命ニ拘り候共不相厭取鎮メ候義ハ思ひも寄らずと申切り断候得共頭取之穿儀無之候間、是非共参り取鎮メ可申と被申付、右五・六人之百姓、左ニ候ハ、一応可申鎮と答へ大勢之中へ入、触廻シ、大方取鎮メ候よし、是ニ而朝明郡之手ハ引候哉之事(9ウ)

一三崎門固メは侍三拾人、足輕五拾人、惣人数百人計出居候由、其脇ニ牢屋有之、最初ニ生捕候百姓七人、右之前ニ牢舎いたし居候付、此手江来り三手之百姓一緒ニ成、右牢を破り七人之百姓を助ケ可申と申含セ候取沙汰忍ひ之者申来候ニ付、此手は敵敷相固メ居候而、其内ニ七人之百姓江段々利解申聞取鎮メ之儀申付候処、七人之百姓悦ひ候而早速所々駈廻り申鎮メ候よし、二日目ニ七人之内三人立帰り最早拾壱ヶ村為引取候、跡も追々為引可申と告来り、是より段々引口付候よし(21ウ)

ここで解き放たれた農民は、同一人物であるかは不明である。騒動ともなれば召し捕らえられる者も少なくはなかったことが史料より窺われる。

城主様所々方の組へ隠し目付或ハ捕手の役人向し<sup>(筋力)</sup>れけるゆへ油断して、夜中に様子<sup>(はかり)</sup>を図捕へに出合、召捕れ禁獄に相成し者も有けると也（「桑名一揆録」34ウ）

召し捕らえた農民に因果を含めて解き放つという行為は藩が一揆内部からも鎮静化される手法をさぐったものといえよう。

また、領主側は一揆内部の様子をどのように把握していたのかを窺える記述がある。ひとつは先のように解き放しをした人物から情報を入手する方法がある。「桑名一揆録」にはつぎのようにある。

是ハ松平越中守様御支配と相成、松平下総守様ハ武州忍へと御入城有せられ、是ハ御双方御立合にて段々御詮義<sup>(し)</sup>にける処に石榑村文左衛門、丹生川村源左衛門一番に召捕れける也、其故先達而一揆蜂起の砌に足軽・同心数多一揆之姿に似せ所々の組ニ紛れ込ミ、何処の一揆ハ如何様の働き、何国の組はとふよふニ乱防す杯次第逐一注進し、又ハ其所々の庄屋・名主ハ家財破たれし次第、一揆乱入の様子委敷<sup>(か)</sup>羽書ニ認言上有し事故、今思ひかけなく或ハ害人又ハ忒人召捕られ牢舎ニ相成者毎日有ける故、今領内の百姓共<sup>(もし)</sup>儻哉吾も役人の眼ニ懸りハせぬか、又庄屋ハ注進に書載有もやせんこと領内一同<sup>(やすらけ)</sup>寧き心はなかりける（41ウ）

これは、越中守家・下総守家の国替が完了し双方立合のうえで、一揆に関する取調のことを認めている記事であるが、農民の姿を装った足軽・同心が一揆集団に紛込み諜報活動をしていたことが知られる。また、「風説書」には桑名領内村々で聞合わせた内容が書状に認められていることから、津藩はこのような聞取りが主たる情報源であったことがわかる。亀山藩は津藩の情報を津藩大庄屋から流してもらっていたようである。紀伊藩はつぎのような諜報活動をしていたことが窺える。

紀州様御鳥見懸は地方之役ニは無之候得共、白子御代官より之御願ニ而三重郡泊り村江代り々々被相詰、風聞次第白子役所江日々之注進ニ而御座候、右鳥見役ハ引取不申候（41ウ）  
一旦は鎮静した一揆も再発する可能性がないとはいえず、近隣諸藩は警戒をしている最中、紀伊藩は鳥見役という独自の情報網を使って情報を入手していたことが推測できる。

一揆は8月10日頃には領主側の説諭、代官・寺僧の出役、一揆内部からの働きかけにより、鎮まった。桑名藩は忍へ国替のため引越の準備と同時進行して騒動の取調が行われ、家中は混乱していたようである。忍への引越は8月21日から始まり、城引渡は9月28日、將軍名代で来桑した上使に無事引き渡され、続いて新しい藩主松平越中守定永を迎えることとなり松平越中守家・松平下総守家によって今回の事件の取調が始まった。

## 5 事後処理

一揆鎮静後の8月下旬近くから、まず下総守家が一揆蜂起について取調を始めた。そして、

国替完了後は下総守家・越中守家双方による取調がなされている。

「桑名騒動記」の記述を見てみよう。

十八日ハ庄屋ハ何故に斯の次第、委細趣御聞糺御吟味可被成との願にて式百五拾人、京町御代官所へ日々相詰、御聞届無御座時ハ公儀へ願出可申旨、事乙甲ニ申立故、追々御家中も廿一日ハ番組にて忍へ御引越被成、九月廿八日御城渡之由にて只御家中一統混乱ニ右之願通り事六ヶ敷、中々容易に吟味も難相成御用人様庄屋へ御直談にて暫く可相待旨被仰付口上ニも何と相成ともてあましたる御時節也（11オ）

18日より庄屋らの願いで一揆蜂起の取調が始まったが、家中は国替の引越準備のため取調は進まず、庄屋らは聞届けがないならば公儀へ願出する旨を申し立てている。用人奥平織右衛門は庄屋らへ取調を暫く待つ旨を直談したとある。「風説書」には去21日奥平織右衛門が廻村のうえ聞糺しを行ったことが記されている。

一去廿一日桑名御用人奥平織右衛門様、町代官佐藤鳴右衛門殿、繩生村・富田村・羽津村、右之辺江十四・五ヶ村ツ、呼出し<sup>(理解)</sup>利解申聞、廻村被致候由、利解は先達而騒動いたし願之趣、尤不致段申聞候由（37ウ）

同史料のほかの記述を含めると、8月24日から27日にかけて用人奥平織右衛門は廻村し、講割戻金3両3分を返還する旨を伝え村々は会得したとの記述（68オ）がある。また、このとき、今度の騒動は心得違いで起こってしまったこと、講金は4両3分で破講となるが「御上も無抛御入用有之ニ付、3両3分ニ而算当立有之処相違無之間、此旨可相心得候」と記されている。続けて、「其外願筋之儀は一ヶ条として筋立候儀無之ニ付、御上ニハ御取上無之間、此段承知可致候」（49ウ）と助成講割戻金は予定額に満たないが返還され、その他の願いについては取り上げない旨を村方は承知したとあるが、村中では反論もあったようである<sup>17)</sup>。

9月28日に城受渡しを終了し、「桑名領之儀桑名郡村々は越中守様附、朝明郡并員弁郡は下総守様附ニ而、三重郡楠六ヶ村、日野谷四ヶ村は一橋様御預りニ而信楽之御支配ニ相成候様江戸桑名御屋敷ニ而噂有之趣ニ風聞承り申候」（「風聞書」62オ）と以前の下総守領分は一部を忍藩飛地として残り、ほかは越中守領、信楽代官支配下に組み込まれた。そして、「桑名御役人と双方御立会にて御吟味有之」（「桑名一揆録」43オ）と、越中守家と下総守家の立会により旧領の農民にたいする吟味が行われた。その処分は「右百姓騒動吟味一件御差出ニ相成候而は御領知御引受之砌御大造之儀ニ付、下総守様衆中申合、御手切吟味之上万事相当ハ一・二引下ヶ御仕置有之」（「桑名騒動記」15ウ）と、時節柄本来の仕置より引下げた仕置が行われた。しかし、越中守領分丹生川村源左衛門・石樽村文左衛門、下総守領分田光村政右衛門は死罪という処遇となった。特に、政右衛門の父は天明の騒動で頭取したため、重い罪となった<sup>18)</sup>。

一揆の頭取は、「公事方御定書」（『禁令考』後集二）にも死罪とある通り重罪である<sup>19)</sup>。しかし、「桑名一揆録」の町屋川原における笠松役所との対談は、一揆が鎮静化した理由を笠松役所が「徒党其罪をゆるし願叶」えること「後日ニ越度頭取の出さらぬよふ」することであった。

これを笠松役所は「聞届」る旨を確約したのである(37ウ・39オ)。結局は助成講掛金と庄屋役替えの願筋は叶えられたが、笠松役所との約束は叶えられなかったのは事実である。この答弁の内部処理過程を検討したいと思う。つぎは「風説書」中で津藩領分玉垣村無足人森田七三郎が桑名領分の村々で聞合わせたとする事柄が記された一文である。この中には風聞だけでなく農民側の言い分や行政側の対応などが記してある。情報源は示されていないが注目したい記事がある。

先達而町屋川原ニおゐて願之趣夫々聞届ケ可申旨被仰聞、百姓共引取候ニ一ヶ条も御聞届ケ無之段御役所之偽ニ候、何共難得其意旨強ク申立候処、此段以之外心得違候、願之趣条々委細聞届候而御領主江申通候ヲ聞届と申ニ有之、願通相叶遣シ候を聞済と申ニ有之候、申立候条々を聞届候を其方ニおゐて聞済候ト心得違候ニ而在之候」(67オ)

町屋川原での「聞届」の一件は笠松役所との交渉を指す。ここにいう「聞届」とは領主へ申通すことであり、願いの通りになることを「聞済」という。したがって、領主側は「聞届」と「聞済」を農民側が取り間違えたのだと主張している。また、一揆頭取については穿鑿しないという願いについて、助成講とは関わりのない庄屋宅まで打壊しているので許し難い、つまり処罰対象とするという答弁がなされている。これを農民側は納得してはいないがあえて異議は唱えなかった、というより唱えられなかったということであろう。

先達而頭取等相調候ニ不及旨申達候処、助成講掛り合無之村々庄屋宅等悉ク打壊候段何之謂も無之、重々不届之致方ニ付御領主ハ御糺等も可有之候間、此段相心得可申旨被仰聞、百姓共納得ニハ無之躰ニ相見候へ共相拒<sup>(カ)</sup>ミ候者も無之それなりニ事分り相成候由ニ御座候」(「風説書」67オ)

つぎの史料は津藩役人が8月29日以降に桑名領で聞合わせた内容を書付けたものである。笠松役所手代・桑名代官2名と農民の面談の次第が記されている。ここでは笠松役所手代が農民を羽津村庄屋宅へ呼出し、町屋川原で笠松役所手代に申出た願筋の願書を受取ったが、願書は領主へ提出するように伝えている。そして、農民側は一旦提出した願いが聞届されないことを懸念して、笠松役人に切返すが笠松役人は桑名役人も立合っているので聞届されない場合は申出る旨を伝えてその場を引取ったとある。

笠松御手代兩人、桑名代官小杉武右衛門・星見小十郎、右之面々羽津村庄屋宅江御出張列席ニ而笠松御手代百姓共呼出し被申候訳ハ、先達而此方江願之趣聞届遣シ可申と申願書取上置候得共、是式之事ハ御領主江相願可申、万一聞届も無之候ハ、其節可申出と被申候而願書被差戻候間、百姓共返答ニ申候ニハ君子ニ二言なしと申候事も承及候得は、一旦御取上被成候而御聞届不被成候段何分ニも一統承知難仕段及返答候処、桑名役人中も立合候上ニ而申渡候事ニ候へは御領主江相願、此上ニ而聞届無之候ハ、早々可申出、此節ハ聞届遣シ可申と被申候而願書差戻シ御引取ニ御座候」(「風説書」44オ)

確かに「聞届」という言葉を用いているが、果たして農民側は「聞届」「聞済」との意味の違

いをわかってこの場に臨んだのだろうか。史料からは「聞届」は「聞済」されるものと考えていたように思われる。笠松役人との交渉は全くと言っていい程反故にされた感が残る。つぎの「松平家文書」に日付の記載はないが、越中守家・下総守家の国替完了後のことであると推測できる。ここで笠松代官所は領知引渡しを済んだうちは外から差図できる立場にない旨を答えている。

一先達而百性共願之趣、笠松御役人御聞届被成候得共、其後何之御沙汰も無之候ニ付、百性共之内、又候笠松御役所江願ニ出候様子ニ御座候へ共、笠松之御答ニハ御引渡も相済、夫々越中守様・下総守様御領分と相定期候上は御領主様方之思召次第ニ而、外様ハ決而御差図ケ間敷義ハ不相成候旨趣申渡有之、其余ハ一向御取上ケも無之由噂（46ウ）

一揆鎮静後の状況は情報の錯綜も見られ、記述内容も矛盾が多い。しかし、領主側は一揆の頭目をすでに目星をつけていたし、一揆鎮静後は村方もその場に臨んだことすら口を噤む状態である。そのなかで、国替の準備が進められ城請渡しが完了し3人が首謀者と見なされ死罪となった。農民が蜂起して要求した願筋に対して、受入れられた願いは少なく代償の方が大きかったのではなかろうかとも思えるが、果たして一揆という力の行使によらずに数々の要求は受入れられたかという疑問を持たざるを得ない。

## おわりに

文政6年桑名藩助成講掛金返還をめぐる一揆は構図としては複雑なものではない。しかし、一揆をとりまく情報や事後処理などは極めて複雑で政治的である。そこには領主側は一揆を外から、または、内部から鎮静化させようとする一方で、農民側の要求は次第に増長し暴挙に及んだ。これは農民側にとっても本来望むところではなかった筈であろうから、感情の赴くままに展開した一面もあろう。また、本章では取上げなかったが、領内数人の庄屋らが江戸へ向い、国替に関わる両家の許を訪れ国替の日延べを願ったり、入封してくる越中守家に引続き庄屋役を申付けて欲しい旨を依頼し賄賂を渡す画策をしていたという記述がある。その金の出所は助成講の掛金だったという。庄屋ら自身の保身のため本来は返還にあてられるべき講金が使われていたということである。勿論、江戸に赴いた庄屋らは当地で留置された旨が記されているが、今はこれを裏付ける史料はない。

今回の試みのように複数の史料を付き合わせるにより、一揆の様相を具体的に描出す可能性を探れたことは意義深いことである。しかし、矛盾を解決し詳細まで探るにはまだまだ史料不足であり、時間のかかる作業であろう。

## 注

- 1) 『桑名市史 本編』(編纂 近藤空 昭和34年3月 桑名市教育委員会) 636頁
- 2) 松平(奥平)下総守家は10万石で武蔵国忍へ入封、松平(久松)越中守家11万3000石で奥羽国白河より入封。上掲『桑名市史 本編』180～198頁参照
- 3) 『浮き沈み或る武士の生涯——桑名藩家老の手記——』(著者 小川八千代 1999年12月 文芸社)
- 4) 『百姓一揆の研究 続編』(著者 黒正巖 昭和46年3月 思文閣) 42～48頁
- 5) 前掲『浮き沈み或る武士の生涯——桑名藩家老の手記——』には員弁郡石榑村から300人程の農民が城下へ来て、うち20人程が代官所で説明を聞き納得して引取ったとある。163頁
- 6) このような複数史料の存在は『一揆 5一揆と国家』(編者 青木美智男・入間田宣夫・黒田直則 ほか 1981年10月 東京大学出版会) 326頁以下に詳しい。
- 7) 『桑名市史 本編』によれば浄土寺は浄土宗の寺である。法盛寺はもと天台宗で三河国額田郡矢矧にあったが、応仁の乱を避けて桑名三崎に移ったという。長島一揆のとき法盛寺と改称した。文化8(1811)年伊勢国総触頭となり、柳堂・西御坊と呼ばれた(110頁)。本統寺は俗称桑名御坊と呼ばれ元禄4(1691)年輪番所となる(459頁)。したがって、「浄土寺」と記した「桑名騒動記」の誤りであると思われる。
- 8) 史料の翻刻について「より」は合字「カ」を用いた。また、文中適宜句点を施し、注を要する部分については( )でルビを付した。なお、史料の丁数の表示は表を「オ」、裏を「ウ」とし(数字 オ またはウ)で示した。
- 9) 「続徳川実紀 第2篇」『国史大系』(編輯 黒板勝美・国史大系編修会 昭和57年3月 吉川弘文館)
- 10) 「無尽金融史論」(『森嘉兵衛著作集 第二巻』著者 森嘉兵衛 1982年4月 法政大学出版社) 104頁。なお、無尽講の構造については142頁以下を参照されたい。
- 11) 『日本法制史概説』(著者 石井良助 1960年7月 創文社) 530頁
- 12) 当たり鬮が1会で16口、落札金額が25両になるが、1会における落札金額の総計は変わらない。
- 13) 「騒動記」によれば当たり鬮は450両となっているが、当たり鬮8口で50両(計400両)は他の史料と同様である。
- 14) 前掲『無尽金融史論』176～180頁。この助成講は取除無尽であることが「桑名一揆録」(38オ)に記されている。取除無尽は取逃無尽・取退無尽とも称し射幸性の高い資金調達法であり、落札後は落札者が掛金をしない例外的無尽である。
- 15) 前掲『浮き沈み或る武士の生涯——桑名藩家老の手記——』には助成講掛金返還のくぐりぐりが述べられている。これによれば、助成講の開始は文化10(1813)年開講で文政8(1825)年満講。満期時の割戻金は4両2分だがその講金を貸付けてある庄屋のうちに返済不能となった者がいる。その損失金を差引いて3両2分の割戻金では加入者の納得が得られないであろうから2分割増して4両を割戻しするよう御用部屋で相談されたという。さらに、藩には当初400両が先に渡されていることが記されているが、やはり他の史料と矛盾するためさらに検証する必要がある。
- 16) 7) 参照
- 17) 「風説書」(56オ)「廿頃羽津村江惣代ニ而御呼出し御利解有之罷出候ものハ感服致帰り候得共村中不得心ニ御座候由」
- 18) 上掲『桑名市史 本編』633頁
- 19) 上掲『日本法制史概説』461頁。一揆禁止令は徒党禁令と総称され明和7(1770)年の徒党札(高札)により周知徹底がはかられた。「公事方御定書」の28条には徒党を結び、騒動し、強訴或いは逃散することを禁止しており、徒党の頭取は死罪が適用される。



[付記] 当論考は2001年12月10日の「桑名市民大学講座」における講演（「文政一揆について」）を再構成したものである。史料として用いた「桑名一揆録」は桑名市中央公民館講座「近世文書を読む」のテキストを使用したものである。

(Japanese Legal History, 日本法制史)